

令和8年7月2日

浜松市健康福祉部長
新谷 直幸 様

静岡県老人福祉施設協議会
会長 増田 公基

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について(要望)

平素より養護老人ホームの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、養護老人ホームは、昨今の社会経済情勢や人材不足から非常に厳しい施設経営を強いられている一方、自宅での生活が困難な高齢者を自治体の措置によって受け入れ、浜松市の高齢者の生活を懸命に支えています。

このような中、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和7年度補正予算)と令和8年度介護報酬改定により、介護職員のさらなる処遇改善等が図られますが、養護老人ホームも業務内容が類似していることから、令和8年1月13日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」及び令和8年4月9日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」により、これらにかかる経費が令和8年度地方交付税において措置された上で、同様の対応が地方自治体に求められています。さらに、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体における独自改定も要請されています。

つきましては、養護老人ホームにおいて人材流出の防止と職場定着が推進され、浜松市のセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、老人保護措置費に係る支弁額の改定について、次の項目を実施いただきますようお願いいたします。

記

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和7年度補正予算)を踏まえた改定(未実施の場合)
 - ・ 職員1人当たり最大月額 1.9万円を増額する改定
- 令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応
 - ・ 職員1人当たり最大月額 1.9万円を増額する改定(令和8年6月より)
 - ・ 一般生活費を月額3,040円引き上げる改定(令和8年8月より)
- 地方自治体における独自改定
 - ・ 平成18年時点から1.44倍の水準まで一般事務費や一般生活費等を引き上げる改定
- その他従前の処遇改善等への対応(未実施の場合)
 - ・ 「別紙」で対応すべき内容の適切な改定

以上